

職業実践専門課程 質保証・向上セミナー

- ◇ 学修者本位の教育への転換
- ◇ 大臣認定制度等
- ◇ 高等教育の負担軽減

2019年2月22日

文部科学省 参考資料

◇学修者本位の教育への転換

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」について
(平成30年11月26日 中央教育審議会答申)

実現すべき改革の方向性

- 高等教育機関がその多様なミッションに基づき、学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育を行っていること。
- このための多様で柔軟な教育研究体制が各高等教育機関で準備され、こうした教育が行われていることを確認できる質の保証の在り方へ転換されていること。

(中央教育審議会大学分科会・将来構想部会合同会議資料から作成)

3

全学的な教学マネジメントの確立

- 各大学は、自ら設定した「三つの方針」※に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針（アセスメント・ポリシー）を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育改善・改革につなげることが重要。
- このようなPDCAサイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能している必要がある。

※ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

学修成果の可視化と情報公表の促進

- 教学マネジメントの確立に当たっては、学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用する。
- 各大学が地域社会や企業等の外部からの声や期待を意識、積極的に説明責任を果たしていくという観点からも、大学全体の教育成果の可視化の取組を促進し、公表する。

教学マネジメント特別委員会で検討

(中央教育審議会大学分科会・将来構想部会合同会議資料から作成)

4

(専門学校に関する記述)

IV. 各高等教育機関の役割等—多様な機関による多様な教育の提供—

1. 各学校種における特有の検討課題

(専門学校)

専門学校は、社会・産業ニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開して、実践的な職業教育を実施している。(略)「職業実践専門課程では、学校関係者評価や情報公表等が要件として求められており、こうした質保証・向上の取組は、全ての専門学校でも進められていくことが必要である。

5

(専門学校に関する記述)

(続き)

今後は、地域等での産学連携による職業教育機能の強化や留学生の積極的な受入れ、リカレント教育にも大きな役割が期待され、地域に必要な高等教育機関として、教育の質を高めていくことが重要である。

6

「これからの専修学校教育の振興のあり方について」（抜粋①）
（平成29年3月 これからの専修学校教育の振興あり方検討会議報告）

- （略）職業実践専門課程は、教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組の枠組みとして位置づけていくことが適切であり、…（略）

7

「これからの専修学校教育の振興のあり方について」（抜粋②）
（平成29年3月 これからの専修学校教育の振興あり方検討会議報告）

（質保証の重要性）

- （略）専修学校における質保証を考える際には、法令遵守と併せて、教育内容の質保証に着目することが適切と考えられる。
今日、教育機関で学ぶ意義は、入口ではなく、卒業・修了の時点までに何を学び、何ができるようになるのか、すなわち、学修成果（ラーニングアウトカムズ）の評価がより問われるようになってきた。
このような状況を踏まえ、職業に直結する教育を行ってきた専修学校は、その実績を今後とも着実に積み重ねていくとともに、今後、教育の質保証・向上に向けた不断の取組を進めていくことが重要である。

8

「これからの専修学校教育の振興のあり方について」（指摘）
 （平成29年3月 これからの専修学校教育の振興あり方検討会議報告）

- 企業等連携による取組内容の実質化を図っていくために、学校自身による教育の質の点検・評価と改善に関する主体的な取組（内部質保証）がより有効に機能する方策を検討
- 学校における内部質保証を前提とした学修成果をより意識した、専修学校の特色・強みを生かした、実効性のある第三者評価システムの検討

9

学修成果に着目した教育とは？

例えば・・・

- ①人材ニーズを踏まえた人材像、学修目標を具体化
- ②学修目標を達成するための教育課程編成・授業科目
- ③学習活動、学修成果の測定
- ④学修成果を踏まえた教育課程の改善

これらが、授業科目単位、学科単位、学校単位で循環できていることが重要では？

さらには、特定の資格、業界分野、専修学校全体として？

といったサイクルがあり得ると仮定して、

それぞれのレベルでのマネジメントが重要ではないか？

学修目標、卒業認定の基準

教育課程編成のあり方

学修成果の測定方法

- ・高い目標設定でないと意味がない？
- ・目標達成のために必要な教育課程とは？
- ・達成度をどんな基準で測定？ など

これらのサイクルを情報公開 → 説明責任、信頼性の向上

- | | | | |
|----------|------------------|--------------|------------------|
| (評価の仕組み) | (制度) | (質保証事業での研究) | (自律的取組) |
| ・学校評価 | ・職業実践専門課程 | ・コンピテンシー | ・各分野での外部評価、第三者評価 |
| (ガイドライン) | ・キャリア形成促進プログラム | ・ポートレート | |
| | ・高等教育の負担軽減（機関要件） | ・教学マネジメント など | |

10

◇大臣認定制度等

職業実践専門課程認定制度について

平成23年1月 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
⇒ 新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討。

平成25年7月 「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」報告

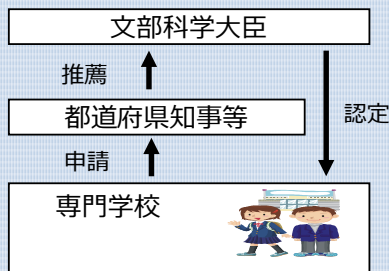
- 「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する。
⇒平成25年8月 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行
⇒平成26年3月31日 「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート

平成29年3月 これからの専修学校教育の振興のあり方について (報告)

※認定数 954校、2,885学科 (平成30年2月27日現在)

職業実践専門課程は、教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組の枠組として位置づける。

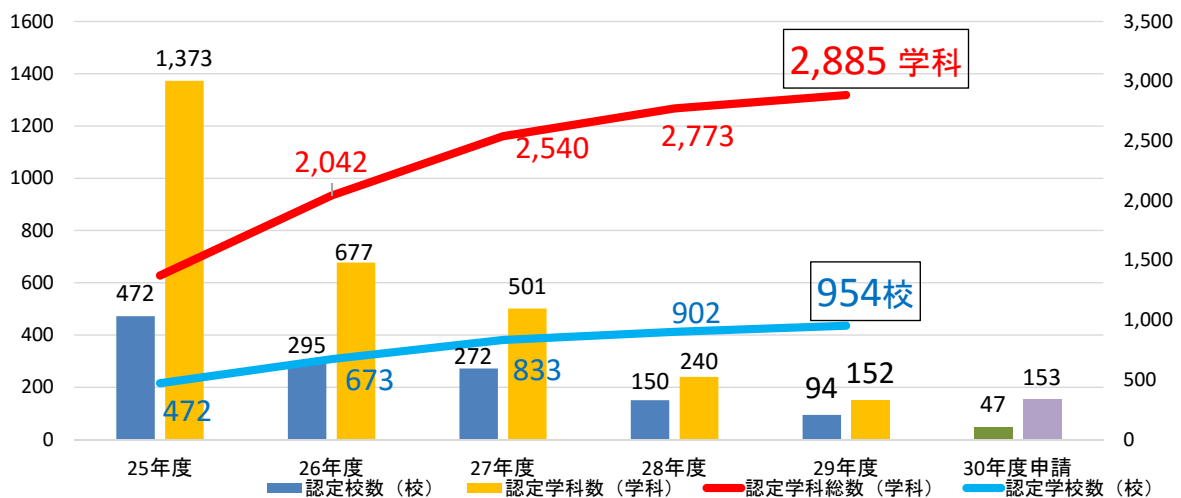
認定要件等



- 認定要件 -

- 企業等との「組織的連携」
- 取組の「見える化」
- 修業年限が2年以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 総授業時数が1700時間以上または総単位数が62単位以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

職業実践専門課程 認定校数・認定学科数の推移
(平成30年度は推薦状況)



認定学校数は全専門学校の約34%、認定学科数は2年制以上の専門課程の約39%まで拡大。(平成30年2月時点)

キャリア形成促進プログラム認定制度について

平成29年3月「これからの専修学校教育の振興のあり方について」(報告) - これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議 (文部科学省) -

【社会人受入れ】

④社会人学び直し促進の具体的展開

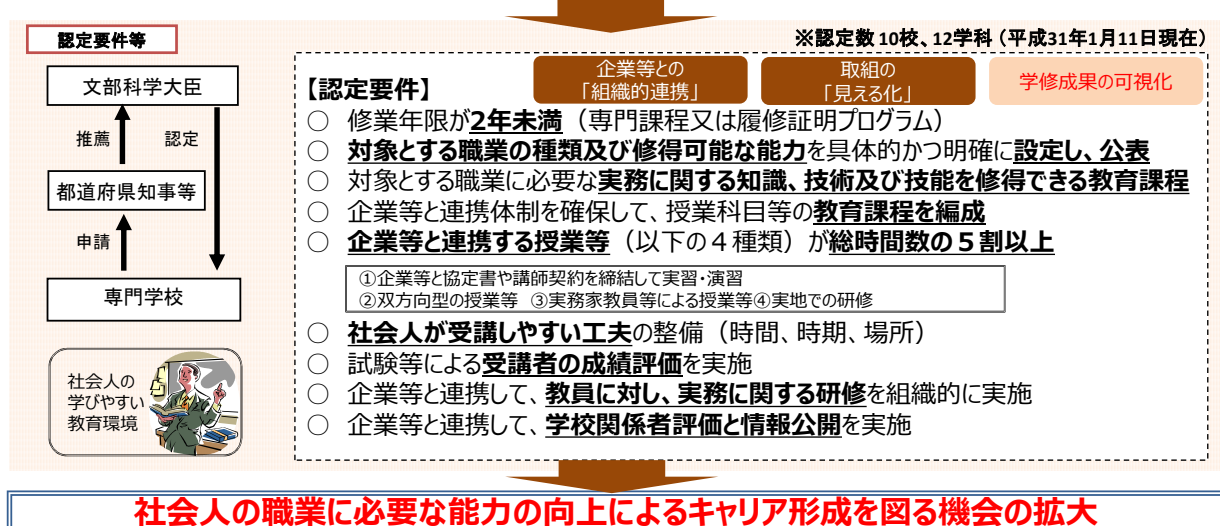
- 専門学校による社会人等向け短期プログラムについて、現在の「職業実践専門課程」のように文部科学大臣が認定する仕組みを構築することはその大きな後押しとなることであり、働き方改革を実現する上でも、制度の創設は重要である。また、新たな仕組みにより認定された講座の専門実践教育訓練給付の対象化についても、併せて検討が求められる。

平成30年6月 第3期教育振興基本計画 (閣議決定) 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

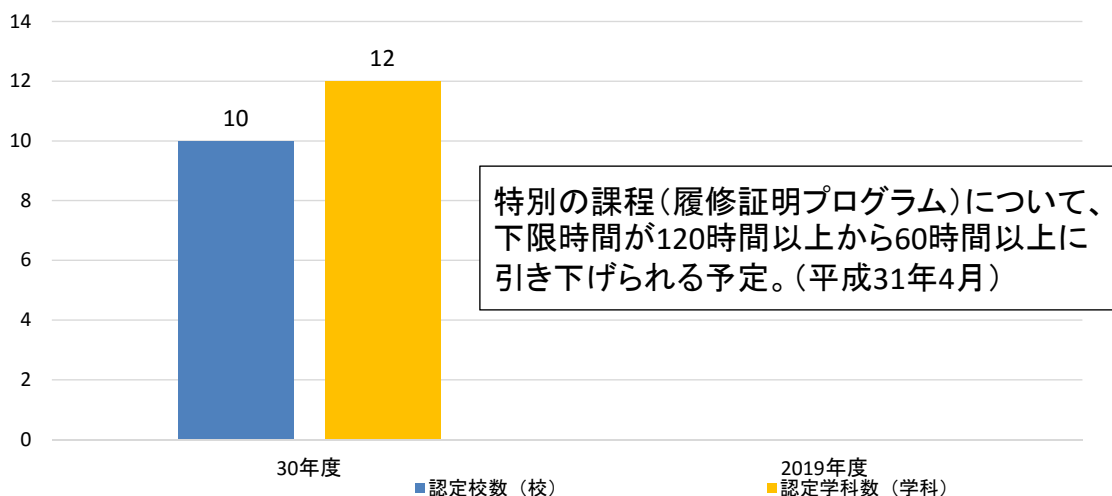
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

- 社会人が働きながら学べる学習環境の整備
 - ・ 長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や専門学校における社会人等向け短期プログラムの大臣認定制度の創設を行う
- とともに、通信講座やe-ラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する。



キャリア形成促進プログラム



初年度は、認定学校数10校、認定学科数12学科で、全て1年制専門課程。(平成31年1月現在)

特定一般教育訓練給付の対象となる講座の考え方

第11回労働政策審議会人材開発分科会(平成30年10月18日)資料1-2に基づき事務局にて編集

「人づくり革命基本構想(平成30年6月閣議決定)」等において「ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、(一般教育訓練給付の)給付率を2割から4割に倍増する」とされたことを踏まえ、このコンセプトや具体的対象課程類型、講座ごとの基準等について、労働政策審議会人材開発分科会において集中的に審議を進め(平成30年8月第9回~同年10月第11回)、概ねコンセンサスが得られた指定基準及びその考え方を前提に、同雇用保険部会において、給付制度(特定一般教育訓練給付)の具体的設計に関わる審議が行われたもの。これら審議の経緯を踏まえ、対象講座の考え方を改めて整理すると以下のとおり。

	一般教育訓練(現行)	特定一般教育訓練(拡充)	専門実践教育訓練
基本コンセプト	雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練	「ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座」=速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練(即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価できる教育訓練)	中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練
給付率等	2割 (上限年間10万円)	4割 (上限年間20万円)	5割/資格取得・就職等した場合+2割(上限年間56万円)
対象課程類型	① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの(民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等) ※入門的・基礎的水準のものを除く	A: 公的職業資格(業務独占資格・名称独占資格・必置資格等)の養成課程(短期)※介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む(時間数の下限なし) 【例:大型免許、二種免許、各種重機運転免許】 それ以外の公的職業資格(業務独占資格・名称独占資格・必置資格)の試験合格目標講座(50時間以上) 【例:技術士、技能検定、危険物取扱者】 B: IT資格取得目標講座(ITSSL2以上)(50時間以上) 【例:ITCCNA、おカクGold】 C: ITLSに基づく新たなIT/スポーツ試験合格目標講座(30時間以上) D: 文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム(60時間以上120時間未満) 【例:ドロー、理学療法士アソシエイト、ジョブMBA】 2019.10~ ✓専修学校におけるキャリア形成促進プログラム ✓大学等における職業実践力育成プログラム	① 公的職業資格(業務独占資格・名称独占資格)の養成課程(原則1年以上3年以内) H31.4~ ② 専門学校における職業実践専門課程等(キャリア形成促進プログラムを含む)(120時間以上) ③ 専門職大学院(原則2年以内、資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間) ④ 大学等における職業実践力育成プログラム(120時間以上) ⑤ 高度IT資格取得目標講座(ITSSL3以上、原則120時間以上) ⑥ 第4次産業革命スキル習得講座(ITSSL4、30時間以上) ⑦ 専門職大学等(専門職大学・学科:4年以内、専門職短期大学・学科:3年以内)
講座ごとの基準	就職・在職要件なし 受験率50%・合格率全国平均の80%以上等によりパフォーマンスを評価	受験率80%以上・合格率全国平均以上、就職・在職率80%以上によりパフォーマンスを厳格に評価 (※特定一般教育訓練の類型Cについて、平成31年4月からの試験実施状況等を同年夏頃に検証予定) また、訓練前キャリアコンによる、受講の意思や就職実現・キャリアアップの可能性の確認を、要件化 これ以外に課程類型に応じた基準を追加(類型D:キャリアアップ効果に係る情報公開、習得を目指す実践的職業能力の対象職業等の明確化)	これ以外に課程類型に応じた基準を追加(類型③⑦:定員充足率60%以上等)

職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進 【平成30年度】

○職業実践専門課程による先進的取組の推進

No	事業名	実施機関
1	分野別学修成果可視化と国際分野間横断体系化による職業実践専門課程の質保証・向上	国立大学法人九州大学
2	学修成果測定に向けた職業コンピテンシー体系の研究	一般社団法人専門職高等教育質保証機構
3	職業実践専門課程における実効性のある第三者評価システムの実用化に向けた調査研究	特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構
4	職業実践専門課程に相応しいポートレートシステムの要件定義	一般社団法人専門職高等教育質保証機構

○質保証・向上のための実態調査

No	事業名	実施機関
5	職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査	株式会社三菱総合研究所

◇高等教育の負担軽減

「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要」より抜粋

※幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)

高等教育の無償化の趣旨

低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、①授業料及び入学金の減免と②給付型奨学金の支給を合わせて措置する。

制度の概要

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】①授業料等減免制度の創設
②給付型奨学金の支給の拡充

【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

【実施時期】2020年4月

(2020年度の在學生(既に入学している学生も含む。)から対象)

【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」について(文部科学省HP) http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1412286.htm

17

授業料等減免・給付型奨学金の概要

- 授業料等減免は、各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出。

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

<上限額の考え方>
(国公立)

入学金・授業料ともに、省令で規定されている国立の学校種ごとの標準額までを減免。

(私立)

入学金については、私立の入学金の平均額までを減免。

授業料については、国立大学の標準額に、各学校種の私立学校の平均授業料を踏まえた額と国立大学の標準額との差額の2分の1を加算した額までを減免。

- 給付型奨学金は、日本学生支援機構が各学生に支給。

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

※自宅生 平均45万円 自宅外生 平均88万円

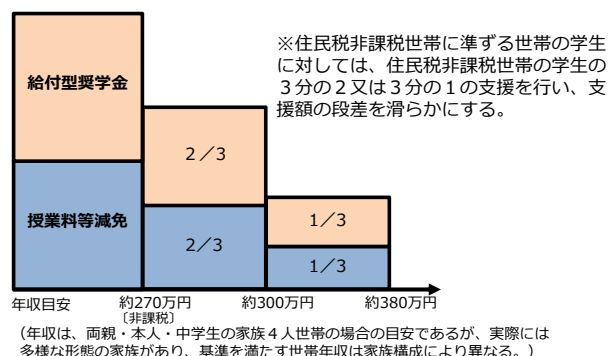
学校種	自宅生	自宅外生
国公立 大学・短期大学・専門学校	約35万円	約80万円
私立 大学・短期大学・専門学校	約46万円	約91万円

※高等専門学校の学生については、学生生活費の実態に応じて、大学生の5割～7割の程度の額を措置する。

<給付額の考え方>

学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置。

※閣議決定に即して措置。あわせて、大学等の受験料を措置。



18

◇高等教育の負担軽減

支援対象者の要件(個人要件)等

【学業・人物に係る要件】

○ 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。
進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学習状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。

○ 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学習意欲や進学目的等を確認。

○ 大学等への進学後は、その学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。

○ 次のいずれかの場合には、直ちに支援を打ち切る。なお、その態様が著しく不良であり、懲戒による退学処分など相応の理由がある場合には支援した額を徴収することができる。

- i 退学・停学の処分を受けた場合
- ii 修業年限で卒業できないことが確定した場合
- iii 修得単位数が標準の5割以下の場合
- iv 出席率が5割以下など学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合

○ 次のいずれかの場合には、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支援を打ち切る。

- i 修得単位数が標準の6割以下の場合
- ii GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合（斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討中）
- iii 出席率が8割以下など学習意欲が低いと大学等が判断した場合

【その他】

○ 現在の給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。

- ・日本国籍、法定特別永住者、永住者又は永住の意思が認められる定住者であること。
- ・高等学校等を卒業してから2年の間までに大学等に入学を認められ、進学した者であって、過去において高等教育の無償化のための支援措置を受けたことがないこと。
- ・保有する資産が一定の水準を超えていないこと（申告による。）。

○ 在学中の学生については、直近の住民税課税標準額や学業等の状況により、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。また、予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

19

大学等の要件(機関要件)

○ 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今回の支援措置の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。

1. 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。

※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなどとして実践的教育から構成される授業科目を含む。

※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。

2. 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。

3. 授業計画（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を開示していること。

〔経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い〕

★ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされることがないよう、文部科学省の「学校法人運営調査における経営指導の充実について」（平成30年7月30日付30文科高第318号高等教育局長通知）における「経営指導強化指標」を踏まえ、次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。

- ・法人の貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス
 - ・法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3カ年の決算で連続マイナス
 - ・直近3カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合
- なお、専門学校に適用する際の指標は、大学の指標を参考にしつつ設定する。

20

(費用負担の基本的な考え方)

- ① 給付型奨学金の支給 (学生個人への支給)
 - ・国が全額を負担し、(独)日本学生支援機構が学生に直接支給。
- ② 授業料等減免 (大学等が実施する減免に対する機関補助)

設置者の区分・学校の種類		授業料等減免に係る費用の負担者・割合		機関要件の確認者
国立	大学・短大・高専・専門学校	国 (設置者)	全額	国 (設置者)
私立	大学・短大・高専	国 (所轄庁)	全額	国 (所轄庁)
公立	大学・短大・高専・専門学校	都道府県・市町村 (設置者)	全額	都道府県・市町村 (設置者)
私立	専門学校	国及び都道府県 (所轄庁)	国1/2、都道府県1/2	都道府県 (所轄庁)

- ・国公立大学等は、設置者が全額負担し、各学校に交付。
- ・私立大学・短大・高専は、所轄庁である国が全額負担し、各学校に交付。
- ・私立専門学校は、国と都道府県が1/2ずつ負担し、所轄庁である都道府県が各学校に交付。

(事務費等)

国において、無償化制度の円滑な導入・定着を図るため、授業料等減免に係る費用の交付事務や機関要件の確認事務に係る全国統一的な事務処理に関する具体的な指針を早期に策定し、地方に提示するとともに、私立専門学校に係る標準的な事務処理体制を整理し、その体制構築に要する費用を全額国費により制度開始の2020年度までの2年間措置。

(地方財政計画及び地方交付税の対応)

今般の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。

今後のスケジュール

- 今回の支援措置の実施のため、2019年の次期通常国会に、授業料等減免制度の創設、給付型奨学金の拡充などを内容とする法律案を提出予定。
- 法案成立後、速やかに関係する政省令等を整備し、2020年4月からの支援措置実施に向けて下記のような様々な準備行為を行う。

事項	2019年度		2020年度～	
給付型奨学金 ・生徒が高校を通じて、日本学生支援機構 (JASSO) に申込	【進学前の予約採用手続】 ①採用申込 ・経済状況：生徒本人からJASSOにマイナンバー等を提出 ・学業：高校等が生徒の進学意欲等を確認、JASSOに報告 ②JASSOによる要件の確認 ③採用候補者の決定		<既に大学等に在学している学生> ・経済状況：学生本人からJASSOにマイナンバー等を提出 ・学業：大学等が学生の学習状況を確認、JASSOに報告 ※年度内に手続を実施するのは初年度のみ	
授業料等減免 ・進学後、学生が大学等に申請			【大学等での手続】 ①減免申込 ②大学等による要件の確認 (JASSOと連携) ③授業料等の減免	
機関要件の確認 ・大学等が機関要件の確認を申請	【機関要件の確認手続】 ①確認申請 ②機関要件の確認		対象大学等の公表	

これまでの主な経緯

- ・平成29年12月8日「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
- ・平成30年6月14日 高等教育の負担軽減の具体的方策について
（「高等教育段階の負担軽減方策に関する専門家会議」報告）
- ・平成30年6月15日「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
- ・平成30年9月～10月 JASSO説明会における制度概要や機関要件のポイント等の説明
（全国9ブロック）
- ・平成30年11月6日 高等教育段階の負担軽減方策の検討状況について（事務連絡）
（機関要件への対応のポイント及びFAQの公表等）
- ・平成30年12月28日 無償化制度の具体化に向けた方針（関係閣僚合意）
- ・平成31年1月11日 高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について（通知）
（高等学校向け、高等教育機関向け）